

# 大野町プレミアム商品券 取り扱い参加事業者の募集について

大野町プレミアム商品券を利用できるお店を募集します。今後の販売促進やPRの機会として、ぜひご検討下さい。

## (1) 参加対象事業者

①大野町内において営業する事業所（表面に記載のとおり）

②その他商工会長が認める事業者

※小売店とは、日本標準産業分類に規定される小売業とし、主として次の業務を行う事業所とする。

1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの

2) 建設業、農林水産業（法人組織）、製造業、運輸業、飲食業、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの

3) 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

4) 商品を販売する店舗を有し、製造した商品をその場で個人又は家庭用消費者に販売するもの

5) ガソリンスタンド、行商、旅商及び販売

## (2) 参加条件（事前登録が必要です。）

以下の要件を満たす者を大野町プレミアム商品券取扱事業所とします。

①大野町商工会からの暴力団排除に関する措置要綱第2条に規定する者でないこと

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者でないこと

## (3) 申込方法

①商品券の取扱事業所の申込期間

令和4年6月20日（月）～令和4年7月4日（月）まで

②申込方法

別に指定する「大野町プレミアム商品券取扱事業所登録申請書（新規・変更）」等に必要事項を記載の上郵送、メール又はFAXにて申込先へ提出して下さい。

③申込先

大野町商工会

〒501-0521 岐阜県揖斐郡大野町黒野924-1

電話 0585-32-0667

FAX 0585-34-3370

Email oono@ml.gifushoko.or.jp



大野町商工会  
ホームページ

## (4) 大野町プレミアム商品券発行の流れ

